

川西市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 18 日

川西市長

越田 謙太郎

川西市条例第 26 号

川西市議会委員会条例の一部を改正する条例

川西市議会委員会条例（昭和 31 年川西市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次のただし書きを加える。

ただし、議長は、常任委員にならないものとする。

第 2 条第 2 項第 3 号中「8 人」を「7 人」に改める。

付 則

この条例は、令和 8 年 10 月 28 日から施行する。